

大和市優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則

(昭和 49 年 03 月 28 日規則第 17 号)
改正 昭和 55 年 06 月 14 日規則第 22 号
昭和 57 年 05 月 01 日規則第 33 号
昭和 61 年 03 月 26 日規則第 17 号
昭和 62 年 10 月 30 日規則第 42 号
平成 01 年 01 月 28 日規則第 4 号
平成 01 年 08 月 01 日規則第 50 号
平成 05 年 03 月 31 日規則第 21 号
平成 07 年 02 月 27 日規則第 6 号
平成 08 年 07 月 30 日規則第 34 号
平成 11 年 02 月 26 日規則第 3 号
平成 12 年 03 月 28 日規則第 35 号
平成 15 年 02 月 28 日規則第 7 号
平成 15 年 04 月 25 日規則第 37 号
平成 16 年 04 月 20 日規則第 31 号
平成 16 年 08 月 30 日規則第 68 号
平成 17 年 02 月 28 日規則第 15 号
平成 17 年 04 月 01 日規則第 56 号
平成 19 年 04 月 01 日規則第 45 号
平成 21 年 04 月 01 日規則第 65 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号。以下「法」という。)の規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定及び住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定について、必要な事項を定めるものとする。

(平 8 規則 34・全改、平 11 規則 3・一部改正)

(優良宅地の認定申請)

第 2 条 法第 28 条の 4 第 3 項第 7 号イ又は法第 63 条第 3 項第 7 号イの規定による認定(以下「優良宅地認定」という。)を受けようとする者は、当該宅地の造成が完了した後に優良宅地認定申請書を市長に提出しなければならない。

(昭 55 規則 22・昭 57 規則 33・昭 62 規則 42・平 8 規則 34・平 11 規則 3・平 16 規則 68・平 17 規則 56・一部改正)

(添付図書)

第 3 条 前条に規定する優良宅地認定申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 設計説明書
- (2) 設計図
- (3) 造成区域位置図
- (4) 造成区域区域図
- (5) 造成区域内の土地の登記事項証明書
- (6) 造成区域内の公図の写し
- (7) その他市長が必要と認める図書

2 前項に規定する設計図、造成区域位置図及び造成区域区域図は、それぞれ都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 16 条第 4 項並びに同規則第 17 条第 2 項及び第 3 項の規定に準ずるものでなければならない。

(昭 55 規則 22・平 11 規則 3・平 16 規則 68・平 17 規則 15・平 17 規則 56・一部改正)

(優良宅地認定の基準)

第4条 市長は、優良宅地認定の申請があった場合において、当該申請に係る宅地の造成が昭和54年建設省告示第767号の基準に適合しないとき又はその申請の手続がこの規則に違反していると認めるときは、認定をしないものとする。

(昭55規則22・昭62規則42・平17規則56・一部改正)

(証明書の交付)

第5条 市長は、優良宅地認定を行った場合は、証明書を申請者に交付するものとする。

(昭55規則22・昭62規則42・平16規則68・一部改正)

(土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例)

第6条 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による土地区画整理事業が完了した後、換地処分により取得した宅地について認定を受けようとする者は、同法第103条第4項の規定による換地処分の公告後に優良宅地認定申請書を市長に提出するものとする。

(昭55規則22・追加、昭61規則17・昭62規則42・平12規則35・一部改正)

(優良住宅の認定申請)

第7条 法第28条の4第3項第7号ロ、法第31条の2第2項第15号ニ、法第62条の3第4項第15号ニ又は法第63条第3項第7号ロの規定に基づく認定(以下「優良住宅認定」という。)を受けようとする者は、優良住宅新築認定申請書を市長に提出しなければならない。

(昭62規則42・全改、平元規則4・平5規則21・平7規則6・平8規則34・平11規則3・平15規則7・平15規則37・平16規則31・平16規則68・平17規則56・平19規則45・平21規則65・一部改正)

(添付図書)

第8条 前条に規定する申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 新築された住宅の敷地の用に供された一団の宅地の面積計算書並びに当該宅地に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し並びに附近の見取図
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証の写し及び同法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の写し
- (3) 建設業法(昭和24年法律第100号)、建築士法(昭和25年法律第202号)又は宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の適用を受ける建築物の場合は、当該法律に基づく資格の写し
- (4) 新築された住宅全体及び各戸の敷地に対する配置図並びに各階平面図並びに床面積計算書又は家屋に係る登記事項証明書
- (5) 工事請負契約書等工事費を証するものの写し
- (6) 建築費計算書(3.3平方メートル当たりの建築費に関する事項の証明になるもの。)
- (7) その他市長が必要と認める図書

(昭55規則22・旧第7条繰下・一部改正、昭61規則17・昭62規則42・平元規則50・平11規則3・平16規則31・平17規則15・平17規則56・一部改正)

(優良住宅認定の基準)

第9条 市長は、第7条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る住宅が昭和54年建設省告示第768号及び昭和62年建設省告示第1643号の基準に適合しないとき、又はその申請の手続がこの規則に違反

していると認めるときは、認定をしないものとする。

(昭 55 規則 22・旧第 8 条繰下・一部改正、昭 62 規則 42・平 11 規則 3・一部改正)

(認定済証の交付)

第 10 条 市長は、優良住宅認定を行った場合は認定済証を申請者に交付するものとする。

(昭 55 規則 22・旧第 9 条繰下・一部改正、昭 62 規則 42・平 11 規則 3・平 16 規則 68・一部改正)

(様式)

第 11 条 この規則で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(平 16 規則 68・追加)

(その他)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(昭 55 規則 22・旧第 10 条繰下、平 8 規則 34・一部改正、平 16 規則 68・旧第 11 条繰下)

附 則

1 この規則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

2 昭和 48 年 4 月 21 日からこの規則施行の前日までの間に宅地の造成工事を完了しているものについては、昭和 49 年 6 月 30 日までに宅地認定の申請をしたものに限り、第 2 条から第 5 条までの規定を適用する。

附 則(昭和 55 年規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の大和市優良宅地及び優良住宅の認定に関する規則及び大和市手数料徴収規則の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 61 年規則第 17 号)

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年規則第 42 号)

この規則は、昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第 50 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 21 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年規則第 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年規則第 34 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年規則第 3 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条第 2 号の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 100 号)第 2 条の規定の施行の日から施行する。

2 平成 10 年 1 月 1 日前にした租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成 10 年法律第 23 号。以下「法」という。)附則第 7 条に規定する超短期所有土地の譲渡等については、なお従前の例による。

3 平成 10 年 1 月 1 日前にした法附則第 20 条第 3 項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等(以下「超短期所有に係る土地の譲渡等」という。)については、なお従前の例による。

4 法附則第 20 条第 4 項の規定の適用がある超短期所有に係る土地の譲渡等については、この規則による改正前の第 2 条及び第 7 条から第 10 条までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則(平成 12 年規則第 35 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 37 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年規則第 68 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 15 号)

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 56 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 45 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 65 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 11 条関係)

(平 16 規則 68・追加)

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	優良宅地認定申請書	第 2 条及び第 6 条
第 2 号様式	設計説明書	第 3 条
第 3 号様式	証明書	第 5 条
第 4 号様式	優良住宅新築認定申請書	第 7 条
第 5 号様式	認定済証	第 10 条